

新型コロナウイルス対応ガイドライン

公益財団法人青少年野外活動総合センター
2021年1月12日更新

公益財団法人青少年野外活動総合センターでは、青少年の健全育成や、自然体験活動を数多く行なっています。

子どもたちの豊かな自然体験を失わないためにも、新型コロナウイルスの感染の拡大防止対策を行い、事業の実施に取り組んでいます。

しかし、新型コロナウイルスへの感染のリスクは、完全に防ぎきれものではありません。持病をお持ちの方などで、感染が心配な方は、参加を見送ることもご検討ください。

当ガイドラインについては、地域の感染状況や、対策の指針などを踏まえながら、随時更新、追加をしていくこともあります。

また、通園、通学している保育園や学校、医療機関、保健所などの指示については、このガイドラインよりも優先して遵守してください。

○事業実施の判断について

地域や人数

- 京都府や、地元城陽市の自粛要請や発生状況を踏まえ実施判断を行う
- 実施場所が緊急事態宣言対象地域になった場合も発生状況を踏まえ実施判断を行う
- 実施場所が感染拡大注意地域、感染観察地域の場合は、参加者、スタッフ含め50名以下で実施をする（縮小することもあります）

スタッフ

- 公益財団法人青少年野外活動総合センターの職員内で、新型コロナウイルス感染者が出た場合は、所属課により事業を中止とする可能性もある
- 事業担当の学生スタッフに新型コロナウイルス感染者が出た場合、事業を中止とする可能性もある

その他

- 宿泊事業は中止とし、全て日帰り事業とする
- 宿泊事業の再開については、感染拡大の状況を踏まえ検討する
- 本ガイドラインによって事業が中止となった場合は、原則全額返金とする
- 宿泊事業の追加事項については、最後をご覧ください。

○事業参加の条件（参加者、事業関係スタッフともに）

- 参加の条件は、以下の通りとする
 - ① 参加の7日前から発熱（37.5度以上）、咳、咽頭痛、倦怠感、体調不良などの症状がないこと
 - ② 同居家族や身近な人に過去7日間にわたり感染の症状を発する人、新型コロナウイルス陽性者がいないこと
 - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、他地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がないこと
 - ④ 事前の健康観察、本事業の対策に理解、協力をいただけること

参加条件を満たさない場合は、当方より参加を認めない
また上記条件で参加できなくなった場合は、原則全額返金とする

- 参加7日前から直前チェックシートに記入を行う
- 事業担当スタッフについては上記条件に加え実施2週間前から体調管理をおこなうこととする

○事業実施前

- 参加の条件、活動実施中の感染予防対策についてを確認し、参加に同意する
参加同意の場合は、期日までに必要書類の提出をする
必要書類→基本情報シート（事故発生時の対応、当ガイドラインについての同意）、個人調査書
- 参加7日前から直前チェックシートに記入を行い、当日受付で健康チェックシートを提出する（所定の用紙に記入）
- 受付時（もしくは自宅出発前）に検温を行う
- 受付担当スタッフはマスクを着用。送迎の保護者もマスクを着用する
- 全員マスクの着用をする

○事業実施中の対策

マスク、手洗いについて

- 参加者はマスクを持参すること（予備も含む）
- 使用中のマスクはスタッフが預かることができないため、外したマスクを入れて保管する袋などの用意をすること
- 室内でのプログラム、送迎の車両、グループでの話し合いなど、人との距離が近くなる場合はマスクを着用する
- 熱中症対策のため、森探検などの野外で活動する場合は、マスクを外すこともある
- こまめに手洗いを行う（トイレの後、食事の前、施設への入退室時等）
- タオルの使い回しなどはせず、施設で用意するペーパータオルなどで手を拭く
- 水が使えない場合は、消毒液を使用することもある
- 咳、くしゃみなど、手などで口を覆い、手で受け止めた場合は、他のものに触れないように注意し、手洗いを行う

実施場所、人数について

- 野外での活動を基本とする
- 飛沫範囲内で大声を発するような内容は実施しない
- 小グループに分かれてプログラムを行う
- スタッフ含め最大50名を基本とする
- 悪天候の場合は、室内を使用することもある。室内を使用する際は、入室時の手指の消毒、室内の換気、マスクの着用を行った上で使用する。

送迎について

- 現地集合解散を基本とする
- 送迎（長池駅、寺田駅、玉水駅、三山木駅）は実施するが、乗車する人はマスクを着用する
- 乗車前の体調確認を行う。窓を開けての車内の定期的な換気も実施する

給食について

- 同じ食器を共有しない
- 給食やスポーツドリンクなどの提供を行う場合は、使い捨ての食器を使用する
- 水分補給は各自の水筒から行う（補給のためのお茶は施設で用意する）

- 食事中の飛沫感染を防ぐため、人との距離の確保に留意する

野外自炊について

- グループでの野外炊事を行う場合は、参加者、スタッフは飛沫を防ぐためにマスクを着用する。食材を触るなどの調理に参加する人は手袋を着用する
- 盛り付けはスタッフがおこなう

○実施中に体調不良者が出た場合

- 体調不良者は速やかに別の場所に移動し、隔離をする
- 対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を行う
- 室内で体調不良者が出た場合は、その場の換気を行う
- 保護者に連絡をし、帰宅してもらう
- 帰宅後は自宅療養をし、必要な場合は受診をしてもらう
- 受診の際は、感染の有無にかかわらず公益財団法人青少年野外活動総合センター主催事業課（0774-53-1153）連絡をしてもらう

○事業実施後

- 事業実施後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合は、公益財団法人青少年野外活動総合センター主催事業課（0774-53-1153）まで速やかに連絡をしてもらう
- 直前チェックシートは1ヶ月間保管し、その後廃棄する
- 保健所より個人情報の提出が求められた場合は承諾なく提供します。ご了承ください。

○宿泊事業について

マスクについて

- キャンプの日数分のマスクを持参すること

入浴について

- 一度に入る人数を制限する
- 脱衣所は換気に努める

就寝について

- 宿泊の場合は、部屋の定員の半数で利用する等、宿泊先の指導に準ずる
- 窓を開け、換気に努める。エアコンによる温度の管理を行う。

体調管理について

- 日帰り事業では、集合時の体温確認、昼食時の検温を行う
- 宿泊事業では、集合時の体温確認、夕食時の検温を行う。宿泊翌日についてはの検温は、起床時と昼食時（連泊の場合は夕食時）に行う
- 検温を行う際は、体調確認も行う

以上